

令和7年度静岡茶ブランド情報発信業務 企画提案仕様書

本仕様書は、静岡茶ブランディング推進委員会（以下、「甲」という。）が「令和7年度静岡茶ブランド情報発信業務（以下、「本業務」という。）」の受託者（以下、「乙」という。）を公募するに当たり、必要とする基本的な事項を定める。

1 目的

静岡茶は日本一の茶産地であり、長い歴史と高品質で知られているが、海外ではブランドとしての認知は低く、世界市場での販路拡大を図るために、茶業界全体が利害を超えて、静岡茶を地域の一体感のあるブランドとして捉え、その魅力を世界に通用するブランドとして構築し、未来を切り拓いていくことが必要である。

本業務は、静岡茶の再生を目的とした、世界に通用するグローバルブランドの公式情報発信拠点となるウェブサイトやSNS（以下「情報発信」という。）の初期構築を行うことを目的とする。

ただし、本ブランド構築のため、令和8年度以降における継続的な情報発信、コンテンツ拡張および管理運用を見据えた情報発信の基盤設計であることを踏まえたものとする。

※本年度は、継続的な更新・運営代行を目的とするものではなく、初期公開および次年度以降に円滑に引き継ぐための設計・準備段階までを対象とする。

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）

契約金額の上限を金3,500,000円とする。

4 業務内容

本業務では、単なるウェブ制作能力のみならず、本プロジェクトの背景や思想を理解した上で、ブランドの文脈を整理し、適切に可視化・言語化する企画力・編集力を重視する。

また、受託者は、発注者および総合プロデューサーと協議（対面、web※対面の場合は東京都含む）の上、以下（1）～（3）の業務を統括して実施すること。なお、実施にあたっては総合プロデューサーの監修を受けるものとする。

（1）情報発信初期構築

静岡茶ブランド公式ウェブサイトトップページ及びSNS公式アカウントを構築すること。

ア ウェブサイト

トップページは、以下の内容を過不足なく伝える構成とし、サーバー環境の選定、構築、及び独自ドメインの取得・設定等インフラ環境構築を含む。

- ① ブランドのコンセプト
- ② ブランドのロゴ
- ③ ブランド発表（4月中旬予定）に関する情報
- ④ 英語サイト

※デザインおよび表現は、ブランドの世界観を的確に伝えるものとし、今後の展開に耐えうるトーン・ルールの方向性を示すものとする。

※本業務において制作・公開の対象とするのはトップページのみとする。

※英語サイトは単に翻訳するのではなく、外国人が違和感なく閲覧できるサイトとすること。

※①②は発表日の指定時間から閲覧可能とすること。

イ SNS

LINE、Instagram、X（以下、「SNS」という）の公式アカウントページの新規構築及び初期設定を行い、ウェブサイトとの連携を行うこと。

※本年度は、アカウント構築、初期設定以外の継続的な投稿作成、運用代行は含まない。

（2）トップページ演出及びコンテンツ制作

4（1）の基本コンテンツ案をベースに、効果的な演出方法や追加コンテンツ（ムービー等の制作・実装など）を提案すること。

※当該提案については、提案内容が全て採択されるとは限らない点に留意すること。

※なお、当該提案のうち、トップページの主要構成要素として必要と認められるものについては、本業務の範囲内で制作・実装を行うことを想定する。

（3）情報発信全体設計およびR8年度以降の準備

国内外に向け、静岡茶ブランド活動を効果的に発信、拡散する方法や茶業界等全体でコンテンツ運用していくために、今後のコンテンツ拡張および運用を見据えた情報発信全体の方向性及び基本設計について整理を行うこと。

具体的には、以下に例示する事項等について、発注者と協議の上検討・整理するものとする。

- ・ウェブサイトやSNS全体の構成やページ構成の考え方の整理
- ・運用方針及び投稿内容の方向性（頻度、トーン、想定コンテンツ等）の整理
- ・管理・更新を想定した設計方針
- ・将来的なページ追加や更新を見据えた管理方法の考え方
- ・使用環境（CMS導入有無、サーバー構成等）に関する整理
- ・運用主体（発注者等）が円滑に引き継ぐための留意点、マニュアル作成
- ・英語サイト（単なる翻訳ではなく、外国人が違和感なく情報収集できるサイトとすること）
- ・その他、R8年度以降の構築・運用にあたり必要となる事項
 - ※上記は、設計・整理資料として取りまとめ、成果物として納品すること。
 - ※実際の追加ページ制作、更新作業、運用管理業務は、本業務には含まない。
 - ※本項目は、R8年度以降の円滑な情報発信構築・運用を可能とするための事前整理及び準備業務として位置付ける。

5 成果物

契約期間内に、以下を成果物として納品すること。

（1）ブランド公式ウェブサイト トップページ及び公式SNSアカウントページ及び初期構築一式

※サーバー上に構築され、非公開状態で動作確認が可能な完成状態のもの。

※ウェブサイト及びSNSについて、発注者が自走可能となることを目的とした基本操作・更新方法等に関するマニュアルを含む

※公開タイミングや方法の決定、トップページに含まれる表現要素（静止画、動画、アニメーション等を含む）の納品方法は発注者と協議の上決定する。

(2) ウェブサイト及びSNS全体構成案

※ページ構成・階層・コンテンツ整理を含む

(3) R8年度以降の運用・拡張を見据えた設計資料

(管理・更新方針、技術的的前提条件等を含む)

※本年度は、トップページ以外のページ作成、運用、更新等は含まない。

6 実施体制・留意事項

(1) 実施体制

- ア 本事業を推進し全体の責任者となる者（実施責任者）を置き、実施責任者は業務全般の進行管理や調整機能を一元的に行うこと。
- イ 実施責任者は、発注者と十分な意思疎通を図ることができる者とし、発注者と緊密な連携、調整を図ること。

(2) 著作権等

- ア 本業務により作成した成果物の著作権等は発注者に帰属し、その利用及び再編集は甲において自由に行うことができるものとする。ただし、甲において採用に至らなかつた著作物に関する著作権等の知的財産権（アイデア及びデザイン企画案を含む）は除く。
- イ 本業務において第三者の商標権、著作権等を取り扱う場合には十分に注意し、必要な調整や手続きは受託者が責任を持って行い、本業務の実施による成果品は、映像・画像等の著作権・肖像権上処理を済ませた上で納入すること。また、必要に応じて各担当者が打合せ等に参加し、実施内容等の検討がスムーズに行われる体制を整えること。
- ウ 前号に関わる問題が発生した場合には受託者がその責を負うものとする。

(3) その他

- ア 本業務に関する必要な経費は契約金額に全て含むものとする。
- イ 乙は、甲が同意した場合を除き、第三者に業務の再委託をしてはならない。
- ウ 定めのない事項については、双方誠意をもって協議し解決にあたるものとする。
- エ 感染症の大規模な流行等の不可抗力によって委託業務の実施が著しく困難となつたときは、契約の趣旨を損なわない範囲で、その実施方法等を変更できるものとする。
- オ 本業務により構築したウェブサイトトップページ及び公式SNSアカウントページについては、令和8年4月末までの期間に発生した表示不具合、動作不良等の初期不具合について、受託者の責任において修正対応を行うものとする。